

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (子どもの学習・生活支援事業)

■ 事業概要

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、地方公共団体が、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもとその保護者を対象に、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進路選択（教育、就労等）に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連携・調整等の支援を行う。

学習支援 (高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育・就労（進路選択等）に関する支援

高校生世代等に対する以下の支援を強化

- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



■ 基準額・閾値

子どもの学習・生活支援事業を実施する地方公共団体への補助（人口規模に応じて設定）

（例）人口10万人自治体の場合 1,180万円

■ 直近の基準額・閾値の見直し年度

平成27年度創設（据え置き年数：10年）

■ 見直しの方向性

人件費、物価の上昇を踏まえ、基準額の引上げを検討

